

入間市手数料条例の一部を改正する条例 改正要旨

- 1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令等の一部改正に伴い、次の改正を行います。
 - (1) 建築物エネルギー消費性能向上計画及び低炭素建築物新築等計画の認定申請について、誘導仕様基準の新設に伴い、新たな手数料を定めるものです。
 - (2) 低炭素建築物新築等計画の認定申請手数料について、建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に合わせて区分の整理を行うものです。

※改正後の手数料の額は、埼玉県や近隣市と同額です。

- 2 都市計画法施行規則の一部改正に伴い、引用条項のずれを改めるものです。

施行日 公布の日